

(事業継続等のための基本的なガイドラインの策定や、所管団体等による業種別ガイドラインの作成を支援)

農林水産省は、国民への食料の供給を継続的に行うため、令和 2(2020)年 3 月に、農林漁業者や食品関連事業者等に向けての「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を策定し、予防対策の徹底を要請するとともに、当該ガイドラインに則して、感染者が発生した場合を想定した業務継続支援体制の構築や業務マニュアルの作成等を呼びかけました。

また、同年 5 月に、政府対策本部において新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改訂されたこと等を受け、各事業者及び関係団体が社会経済活動と感染拡大防止の両立に向けて、感染拡大予防ガイドライン(以下「業種別ガイドライン」という。)を策定することになり、農林水産省の所管団体等においても、自主的な感染防止の取組を進めるための業種別ガイドラインを策定しました。農林水産省は、同年 3 月に策定した「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を踏まえ、所管団体等に対して業種別ガイドラインの作成のための指導・助言を行うとともに、農林水産省ホームページで所管団体等が作成した業種別ガイドラインを紹介しています。

ウ 今後の対応に向けて

新型コロナウイルス感染症の拡大により食料・農業・農村に影響が生じたことは、食料供給に影響を及ぼすリスクが多様化していることを示しています。

食料の安定供給は、国の最も基本的な責務の一つであり、国内の農業生産の増大に向け、食料自給率¹の向上や食料安全保障の強化への期待はますます高まっています。

このため、国は、今後も新型コロナウイルス感染症による影響の緩和に取り組むとともに、感染の発生状況等を注視し、必要な対応を行っていくこととしています。

¹ 用語の解説 3(1)を参照